

令和 2 年 11 月 臨時会

# 河合町議会会議録

令和 2 年 11 月 30 日 開会

河合町議会

## 令和2年第6回（11月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（11月30日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第56号から議案第59号、承認第9号の一括提案理由の説明	7
○議案第56号の質疑、討論、採決	8
○議案第57号の質疑、討論、採決	13
○議案第58号の質疑、討論、採決	14
○議案第59号の質疑、討論、採決	15
○承認第9号の質疑、討論、採決	17
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	19
○閉会の宣告	20
○署名議員	20

河合町告示第 45 号

令和 2 年第 6 回（11 月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 27 日

河合町長 清 原 和 人

1 期 日 令和 2 年 11 月 30 日

2 場 所 河 合 町 議 会 議 場

3 付議事件

議案第 56 号 令和 2 年度河合町一般会計補正予算について

議案第 57 号 令和 2 年度河合町下水道事業特別会計補正予算について

議案第 58 号 令和 2 年度河合町水道事業会計補正予算について

議案第 59 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 2 年度河合町一般会計補正予算)

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月曜日)

(第 1 号)

## 令和2年第6回（11月）河合町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年11月30日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第56号 令和2年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第57号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第58号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 6 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔

### 欠席議員（1名）

13番 谷 本 昌 弘

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
企画部長	福井敏夫	総務部長	澤井昭仁
福祉部長	浮島龍幸	住民生活部長	門口光男
まちづくり 推進部長	堀内伸浩	教育部長	上村欣也
総務部次長	上村卓也	まちづくり 推進部次長	石田英毅
総務課長	小野雄一郎	子育て 支援長	小山寿子

#### 会議に従事した事務局職員

局長	佐藤桂三	局長補佐	高根重紀
----	------	------	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

本日、告示第34号をもって令和2年第6回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和2年第6回臨時会は成立しましたので開会いたします。

なお、13番 谷本昌弘議員より欠席の届出を受けております。

---

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

本日の臨時会ですが、新型コロナウイルス感染症対策、飛沫拡散防止の観点から会議中の質疑、答弁並びに討論につきましては、着座にて行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしとの事です。理事者側もそれによろしでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご協力感謝申し上げます。

それでは本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、令和2年第6回11月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかわりませず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案第56号から議案第59号までの4議案及び承認第9号の1承認、合計5案件を提出させていただいております。後ほど議案説明を致しますが皆様がたには慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、5番、中山義英議員、6番、坂本博道議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

さる11月27日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より会期等について報告願ひます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 報告をさせていただきます。さる11月27日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日11月27日の1日といたします。

本日の議事日程は、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の4議案と承認第9号の1承認、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を上程し、逐条審議することといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。



会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りといたします。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは理事者より議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の4議案、承認第9号の1承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(田中敏彦) はい、議長。

○議長(杵本光清) はい、田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) あらためまして、おはようございます。それでは、本臨時会にご提出致しました議案第56号から議案第59号の4議案及び承認第9号の合計5案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案第56号 令和2年度河合町一般会計補正予算につきましては、一般職の給与改定に伴うものでございます。一般職及び会計年度任用職員の期末手当を下水道事業特別会計への操出金を含め総額で304万5,000円減額するものでございます。なお、財源調整として同じ額を財政調整基金積立金として増額計上しますので、歳入歳出総額に変更はございません。

議案第57号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算につきましても、給与改定に伴うものでございます。期末手当を3万7,000円減額するものでございます。尚、財源調整といたしまして同額を歳入の一般会計繰入金で減額調整をいたしておりますので、規定の歳入歳出の総額から歳入歳出をそれぞれ3万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億2,596万3,000円とするものでございます。

議案第58号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算につきましても、給与改定に伴うものでございます。収益的支出を8万6,000円減額するものでございます。

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、人事院勧告による国家公務員の給与が改正されることに伴い、これに準拠し、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正

内容といたしましては期末手当の支給月数を0.05月引下げ、年間2.55月とするものでございます。第1条におきましては本年度12月の支給月数を0.05月引き下げることとし、第2条におきましては、来年度以降の6月と12月の支給月数を平準化しそれぞれ1.275月とするものでございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきまして地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。それでは専決処分いたしました令和2年度 河合町一般会計補正予算についてご説明を致します。今回の補正につきましては、コロナ検査センターを香芝市、葛城市及び北葛城郡4町で2ヶ所に共同設置するための予算措置でございます。これにつきましては緊急を要するため専決させていただきました。4ページをお開き下さい。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費、総務費の負担金で128万8,000円計上させていただいております。尚、同額を財政調整基金積立金の減額として経常しておりますので、歳入歳出総額に変更はございません。

以上、提出致しました5案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3、議案第56号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の一般会計の補正予算の議案でありますけども、内容が議案第59号の一般職の給与に関する条例の改正を前提にしたものとなっておりますので人事院勧告に関する事を含めて質問させていただきたいと思います。今回の勧告はコロナ禍のもとで公務職員も大変な努力をしている中でボーナスを0.05ヶ月分期末手当の部分で10年ぶりに減額するものとなっております。河合町では職員給与を既に財政健全化の為に減給している中での期

未手当の減額となります。その減額分304万5,000円を財政調整基金へ積立てる内容です。その上でお聞きしますが、人事院勧告の内容は義務的に実施しなければならないものでしょうか。また、もしそのようにしなければどのような不利益があるのでしょうか。もう1点お伺いいたします。近隣の大和高田市では財政健全化の中で職員の給与減額中にボーナスの減額の勧告を出された際に減額分の一部見直しと抱き合わせて期末手当減額を実施したと聞いておりますが、河合町でも今回の判断の際にそのような検討はしなかったのでしょうか。以上2点お伺いいたします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それではご質問いただきました、2点について答弁させていただきます。まず今回の人事院勧告につきまして義務的なものかどうかというご質問ですが、今回の人事院勧告を踏まえ各地方公共団体においても適正な対処を要請するということで通知が来ております。今回その要請に応じて給与改定を受け入れたものでありまして、必ずしなければならないかという意味では義務的なものではないかと考えております。ただし、我々の地方公務員の給与というのはあくまでも国家公務員の給与に準拠するというのがございますので、それに従って実施するものでございます。仮に、これを実施しなかった場合に何らかな不利益があるのかというご質問ですが、ただちに不利益といったものは思いあたるものは無いのですが、例えば毎年行われております、給与実態に関する調査等に関しまして、国家公務員に準拠するようにと指導が行われる可能性はあるのかなと考えております。

次に財政健全化を目標としまして実施してまします給与削減、これらと一体に考えなかったのかというご質問でございますが、確かにそういった事も考えられるのではないかと担当内での議論はございました。但し、その整理としましては今、削減をしている給与削減につきましてはあくまでも財政健全化を目的としたもの。そして今回の人事院勧告というのは国家公務員の給与に準拠させるための改定ということで目的が違うという判断で今回は一緒に合わせた改定とはしておりません。以上となります。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほど、その通りにしなければ不利益すぐには考えれないという事ですがただ、交付税等でなんらかのそこが、影響を受けるという事も特に無いということによる

しいでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の人事院勧告に習わなかったからといってただちに交付税に何らかの反映があるとは考えておりません。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 坂本議員の先ほどの質問と併せてなんですけども、給与制度自身というのは職員の労働意欲の源であるというのは議論の余地が無いところだと思います。併せて今後、河合町の職員を目指そうという人、あるいは町民に対してもこの給与制度というのは信用を得なければならないと考えております。そういう事でこれまで、国家公務員に準拠するというそういう対応というのはブレズに対応してきました。仮にブレて対応すると、それを期待したりすることによって職員の給与制度に対する信用度というのは、少なくなってしまうということで対応しております。別途設けております、臨時カットの条例とのすりあわせなんですけども、先ほど小野課長も申しましたように、この議論はしました。議論をした上で、この給与条例は土台の部分ですので、給与カット条例とは別途のものだという事で整理をさせていただきました。もちろん来年度の給与カットするかどうかの議論も踏まえてですね、予算には本改正しようという条例を土台として検討するのは当然のことだというように考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2点質問致します。今回56号の期末手当の削減による補正予算なんですけどこれに対する、対象する正職員数の数と会計年度任用職員数の数を教えて下さい。それと清原町長にお尋ねします。今回、期末手当の削減に対し、人事院勧告からの指導、要請によって今回、応じるという事で削減になってるんですけども。職員のモチベーションとか、士気の低下をどのように防ぐのか、そういう考えはございますか。それを教えて下さい。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の補正予算にかかる職員数ですが、我々常勤の一般職の職員が167名分となっております。そして会計年度任用職員の分として56名分となっております。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど、澤井部長の方からも答えてもらったんですけども、ベースになる部分というか人勤につきましては、国家公務員に準拠してやっていく。ただ、他の部分については先ほど答弁ありましたように、しっかりというかこれから検討もしながら、枝葉の部分と言ったらいいんですかね。今、カットされてる部分。その部分については今後しっかりまた、検討していきたいとは思っております。そういう事で、はっきり今、させる部分とあと、将来的に給与カットの部分についてはまた議論を深めていきたいと思っております。以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私もですね、議案第56号から59号の一括する形で町長にお伺いしたいことが1点準備しております、お伺いしたいと思います。他の議員さんと重複するところがあるんですけども、今回の人事院勧告に基づいて、この形をとるわけですよ。それに対して事前にですね職員さんに対する給与の抑制ですね、人件費の抑制するために施策を実施してるわけです。これはですね、将来的な話なんですけども、状況がどんどん悪い時期が来てしまって実質的に給与を抑制していかないといけないという状況になってくる。今の現状の、例えば管理職は20%カットという形のものが、更に全職員に対して、会計年度任用職員に対してもとか、そう言った仮の話なんですけども。そうなった場合にその時々的人事院勧告に基づいて、こういうふうに干渉して下さいというように行われた際に、どちらを重視するのか。ご答弁いただいたように、別の形と提議してしっかりとそれぞれの形の手続きしていきますよ。という形を取るのか。展望というかどちらを、将来的には決めないといけない可能性あると思うんですよ。どちらも取っていったら職員のモチベーションが下がってって、河合町の職員をやっても、極論、コンビニのアルバイトも変わらない、新規採用ですと。という形も想定されるわけです。そこの部分は今後検討するというしっかりと、位置付けをはっきりとするという所はご検討いただきたいと思うんですけども、それも検討材料として加えていただくことは可能でしょうか。これを質問させていただきます。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 先に私の方で整理させていただきます。先ほど私が答弁させていた

だいたと思うんですけども、あくまでもこの給与条例というのは土台の部分であって、臨時でカットしているのは、土台を基にして考えてるというせいがあります。それを今、常盤議員が町財政が厳しくなって、人事院勧告も下がって行った時にこの臨時の部分はどうするのかという質問だと思います。我々、給与の中にはもちろん生活給という側面があります。生活給を犯してまで、下げるとするのは地方公務員法違反になってきます。そのうえで、特例の部分については議論をしていく、今、出しております特例条例についても1ケ年の限定でさせていただいてまして、毎年見直しをするというところで議員の皆さまと議論をする場が出てくるのかなというように考えます。以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、整理して答えてもらったとおりなんですけども。職員にばかりしわ寄せをするのではなくて、全体的な財政健全化も着実に進めながら議論を深めていって、職員のモチベーションが下がらずこの町政に関わっていただくという事を前提に頭の中に入れてからこれから検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 何度もご答弁お願いする形になるんですけど、町長にもう一度、お気持ちを改めておっしゃっていただきところがあります。受け取る職員さんはこの議場での内容は全てを把握したうえで実費として給与をもらってるわけではないんですよ。それはご理解いただけたと思うんです。そうなりますと、手取りの部分が、こういう事情もあるし、河合町の事情もあるし、しょうがないなというだけでは、済まないかたちもありますんでね、本当にこれはセンシティブな課題としてさじ状況を鑑みたうえでの、国の干渉するものをどういうふう処理していくかというところはしっかりと考えていただいて、今後町政を担っていただきたいと考えておりますので、お気持ちを改めてお伺いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、言っていただいとおり、そういう職員の気持ちをしっかりと汲上げてまして、情報も流して理解をしていただいたうえで前へ進むということでよろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論との事ですので、これより討論に入ります。

まず、本案に反対する方のご意見を伺います。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) コロナ禍のもとで、奮闘している職員に対して財政健全化で既に減額している給与を更に減額する補正予算であり、認めがたく反対します。

○議長(杵本光清) 次に賛成者の発言を許します。

ないですか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第56号 令和2年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4 議案第57号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番(長谷川伸一) はい、議長。

○議長(杵本光清) 長谷川議員。

○7番(長谷川伸一) 質問1点あります。先ほどと同じようにこの減額の対象の正職員数の

人数を教えてください。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 一般職員の人数でございますが、2名でございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論との事ですので、これより討論に入ります。

まず、本案に反対する方のご意見を伺います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この議案もコロナ禍のもとで、奮闘としている職員に対して財政健全化で既に減額している給与を更に減額する補正予算ですので、認めがたく反対したいと思います。

○議長（杵本光清） 次に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第57号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算については可決されました。



○議長（杵本光清） 日程第5 議案第58号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 同じくこの議案第58号にかかる減額の対象の職員数の人数を教えてください。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 一般職員でございますが、5名。会計年度任用職員が1名となっております。

○議長（杵本光清） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第58号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算については可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長（杵本光清） 討論との事ですので、これより討論に入ります。

まず、本案に反対する方の発言を許します。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の人事院勧告はコロナ禍のもとで、奮闘としている職員についてボーナスを減らす10年ぶりの減額勧告であります。そもそも例年行っている民間事業所の調査・比較についてコロナ禍の下で十分実施できていない下での調査比較であります。また、過去6年間増額勧告の際には期末勤勉手当について成績主義的評価の強い勤勉手当の増額勧告でありましたけども、今回は期末手当の減額となっております。それだけに一時金の生活給の性格を薄めて成績主義を強化するというものにもなってきます。また公務員給与の減額は更に関連する団体、また民間への給与引き下げの影響も与えていきます。とりわけ河合町では財政健全化のために既に給与減額が実施されており、その復活の目途も経っていないもので、その補正をすることなく更に給与総額を引き下げるものであり、職員のモチベーションとしてもマイナス影響を与えるものと考えます。よって今回の条例改正には反対します。

○議長（杵本光清） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

ないですか。

(発言する者なし)

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については可決されました。

---

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、3点ほど質問したいと思います。

1点目は、このセンターの全体の予算とそれぞれ各自治体の負担金はどうなってるのか。

2つ目は、医師、看護師の体制はどのように確保されてますか。それぞれの自治体に要請等が出ていますか。3つ目ですが、どこの医療機関もそうなんですけども駐車場に設置するという事で駐車場が狭くなってる。通常の患者さんの確保はどんなふうにされてるお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 全体の予算ということですけども、全体の予算は1,207万7,450円になっております。河合町の支出は128万7,538円になっております。各市町の按分というのが人口割70%、均等割30%になっております。ドクターとナースの体制ということですけども、医師の体制につきましては北葛城地区医師会と2市4町の運営がありまして、北葛城地区医師会の医師が輪番で各日2名体制で勤務して下さることになっております。ナースの方は2医療機関の方で派遣をしていただけることになっております。また、駐車場のドライブスルー方式の設置になっておりますが、2医療機関の方は病院でありまして駐車場の確保ができる所でお願いをしておりますので、臨時駐車場も含めて、特に問題が起こってる話は聞いておりません。以上です。

○議長（杵本光清） 馬場議員、今の1つ目の質問ですけども答弁が質問を満たしておりますか。各町を聞きたかったということですよ。

○10番（馬場千恵子） そうです。

○議長（杵本光清） 出ますか。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 香芝市、人口按分含めて36.798%で371万4,894円。葛城市、人口按分等で17.395%で207万4,503円。上牧町、10%の按分で147万3,069円。王寺町、11%の按分で155万1,495円。広陵町、16%の按分で197万5,951円。河合町8%の按分で128万7,538となっております。

○議長（杵本光清） 他にありませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問させていただきます。今回、1,207万、合計でかかるということなんですけども、河合町128万7,000円の負担があるんですけども、これは第1次、第2次の地方創生の臨時交付金の不用額というか活用できるのかできないのかそれを教えてください。それと、今回この2市4町で1,200万円に対して国の補助金、負担というのがあるのか教えてください。それと、この人件費以外に準備する機器関係の費用は国の負担があるのかないのか。11月17日から香芝生喜病院、奈良友誼会病院で火曜日と木曜日と実施されております。今までの実施検査の件数が分かれば教えてください。今回、軽傷者が対象で医師会からの紹介のみとなっております、これの検査代は無料と考えておるんですけど、その点の確認をして下さい。以上です。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私の方からは、コロナの交付金に関してお答えさせていただきます。まず1次、2次を活用できるかというご質問でございますが、1次、2次実際に既に数字か固まっているものと、まだ実施しているものがございます。その辺の状況をみながらできる限り、コロナの交付金が充当できるような形でしていきたいと考えております。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 国の負担金ということですが、コロナ検査センターに關しましての費用というのは医師の報酬と保険代、2病院への病院委託料と医師会への事務所経費となっております、検査に関する部分というのは発熱外来設置の部分で国、県の負担金の方で行っております。ですので、費用という2,200万円の中には医師への報酬と病院への

委託料が大半になっております。2番目の11月17日から検査の方が始まっておりますが、現在4日間の検査日がありましたが、全体で19名の検査をしております。検査代については、PCR検査に関しては無料ですが、診察する診察費に関しては保険を使って、例えば、保健所でするにしても診察費用はかかりますのでこのPCR検査に関しても、何割かの負担での検査診察費は必要になっております。

○議長（杵本光清） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）については承認することに決定致します。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題としたいと思います。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、今期臨時会に付議されました案件はすべて議了しました。  
よって、令和2年第6回臨時会はただ今をもちまして閉会します。

閉会 午後10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道